大井出橋他補修設計業務委託にかかる

一般競争入札説明書

（入札後資格確認型一般競争入札）

令和４年５月２日

本説明書は、大井出橋他補修設計業務委託にかかる一般競争入札に参加しようとする者に対し、入札の方法その他入札の参加に必要な手続等を説明するものである。

1 入札に付する事項

(1) 名　　称　　大井出橋他補修設計業務委託
(2) 契 約 期 間　　契約締結の日から令和4年12月16日まで
(3) 業 務 内 容　　橋梁補修設計
※ 別添「特記仕様書等」を参照のこと。
(4) 入 札 方 式　　開札後に落札候補者に必要書類の提出を求め、入札参加資格を確認する入札後資格確認型一般競争入札とする。
(5) 履 行 場 所　　箕面市粟生間谷東1丁目地内　他
(6) 予 定 価 格　　予定価格は総額で定める。
(7) 最低制限価格　　無
(8) 地方自治法（昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）その他関係法令に則ること。
(9) 箕面市契約規則(昭和55年規則第40号）その他本市の条例、規則等の規定を遵守すること。

2 入札参加資格

本入札に参加する者（以下「入札者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

条件の確認は、開札日を基準として行う。ただし、開札日から落札決定の日までに条件を満たさなくなった者は、入札参加資格がないものとする。

(1) 令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により箕面市競争入札参加者指名停止要綱（平成8年箕面市訓令第2号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
(3) 入札公告日現在において、引き続き2年以上の営業実績があること。
(4) 営業を行うにつき、法令などの規定により官公署の免許、許可又は認可を受けていること。
(5) 法人税、所得税、事業税、市税、消費税及び地方消費税を納付していること。
(6) 金融機関から取引の停止を受けた者そのほかの経営状態が著しく不健全であ

ると認められる者でないこと。
(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第199条又は第200条の規定により更生計画が認可された者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
(8) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに本市競争入札参加資格審査の申請を行い、資格要件を有すると認められた者は除く。
(9) 本入札の公告日から落札決定までの間において、指名停止要綱に基づく指名停止措置の期間がない者であること。(指名停止措置については、本市によるもののほか、国又は他の地方公共団体による指名停止に相当する措置又は法令に基づく処分を含む。)
(10) 本入札の公告日から落札決定までの間において、箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外措置の期間がない者であること。
(11) 建設業法(昭和24年法律第100号)の適用を受ける工事にあっては、同法第3条第1項の許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受けている者であること。また、建設業法第27条の27及び同法第27条の29に規定する「経営規模等評価結果通知書、総合評定値通知書」の『その他の審査項目(社会性等)』で社会保険等(雇用保険、健康保険及び厚生年金保険)加入状況が「有」または「除外」であること。
(12) 建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく、「鋼構造及びコンクリート」の登録を受けていること。
(13) 平成29年度以降に官公庁発注による下記①の元請けによる契約履行実績（履行中のものを除く）を有していること。
①橋梁（RC桁、鋼製桁）補修詳細設計
(14) 管理技術者は、下記に定めるいずれかの資格を有し、技術士法による登録を行っている者であり、直接雇用関係を有した日本語に堪能な者でなければならない。また、管理技術者は、管理以外の本設計業務に従事するものが兼ねることはできない。
①技術士（総合技術監理部門（鋼構造及びコンクリート)）及びコンクリート診断士
②技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリート)）及びコンクリート診断士
(15) 照査技術者及び担当技術者は、下記に定めるいずれかの資格を有し、技術士

法による登録を行っている者であり、直接雇用関係を有した日本語に堪能な者でなければならない。照査技術者は、照査以外の本設計業務に従事するものが兼ねることはできない。

①技術士（総合技術監理部門（鋼構造及びコンクリート））

②技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリート））

3 入札事務の担当部署

〒562-0003

箕面市西小路4丁目6番1号

箕面市総務部契約検査室（箕面市役所別館6階　TEL：072-724-6714）

※入札説明書等の資料は、市ホームページから入札者が各自取得すること。また、入札方法、入札参加資格、仕様内容等に対する質問は、原則として質問書で受け付けるものとし、口頭での回答・説明等は行わない。

4 質問書に関する事項

(1) 公告、入札説明書、仕様書等関係書類に関して質問がある場合は、質問書に必要事項を記入の上、メールで送信すること。

(2) 質問書の提出期限：令和4年5月13日（金）午後5時まで（必着）

(3) 送信先アドレス：douro@maple.city.minoh.lg.jp

メール件名は、「大井出橋他補修設計業務委託質問書（事業者名）」とし、宛先担当部署は、箕面市みどりまちづくり部道路整備室（TEL：072-724-6747）とする。

(4) 質問及び回答は、市ホームページに随時掲載する。

5 入札に必要な書類及び提出の場所・日時・方法等

(1) 入札にあたり提出する書類

入札書

(2) 入札書の提出場所

箕面市役所別館6階　総務部契約検査室

(3) 入札書の提出日時

令和4年5月25日（水）午前9時から午後5時まで

(4) 入札書の提出方法

入札書は、封筒に密封し、封筒の表に事業者名及び件名「大井出橋他補修設計業務委託入札書」と朱書して、必ず持参すること。

(5) 入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税等相当額を減じた金額）を入札書に記載すること。

(6) 入札者が代理人をして入札する場合は、委任状を提出し、入札書には所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び代理人氏名を記載し、代理人の押印をもって入札すること。ただし、箕面市に届け出た使用印鑑を入札書に押印する場合は、委任状は不要とする。
(7) 入札書の作成及び提出に要する費用は、入札者の負担とする。
(8) 入札者は、自己の入札の完了後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
(9) その他入札方法等については、関係法令の定めるところによる。

6 入札書の開札場所・日時等

(1) 入札書の開札場所
箕面市役所別館6階　入札室
(2) 入札書の開札日時
令和4年5月25日（水）午後5時
(3) 入札者立ち会いのもと開札を行う。
再度の入札は、初度の入札の開札時から立ち会いを行った者のみで実施するものとし、立ち会いのなかった入札者は再度の入札を棄権したものと見なす。再度の入札は、１回を限度とする。再度の入札を行う場合、入札書は当日配布するので、その場で記載・押印すること。
(4) 落札の候補となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじによって落札候補者を決定する。

7 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金は、免除する。ただし、落札者が正当な理由なく本契約を締結しない場合は、違約金として落札価格の100分の5に相当する金額を納付しなければならないほか、競争入札の参加対象等について制限を受けることがある。
(2) 契約の締結に際しては、契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付を必要とする。ただし、履行保証保険証券または公共工事履行保証証券の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

8　契約書作成の要否

(1) 契約書は、市の指定する様式とする。
(2) 契約書の作成に要する経費は、落札者の負担とする。

9　入札の無効

以下に掲げる入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 入札者の記名押印のない入札又は記入事項の判読できない入札

(3) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所定の率に達しない者がした入札

(4) 入札金額を改ざん又は訂正した入札

(5) 記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札

(6) 本入札について、入札者又はその代理人が二以上の入札をしたときは、その全部の入札

(7) 本入札について、入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その全部の入札

(8) 指定の日時までに提出又は到達しなかった入札

(9) 入札に関する事項を記載せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(10) 委任状の提出のない代理人のした入札

(11) 予定価格を超過した金額を記載した入札（予定価格を事前に公表した場合に限る。）

(12) 最低制限価格又は失格基準価格を設けた入札において、当該価格に満たない金額を記載した入札

(13) 積算内訳書の提出を求めている入札において、当該積算内訳書の提出がないと認められた者のした入札

(14) 積算内訳書の提出を求めている入札において、提出された積算内訳書に未記入等の不備があったものの入札

(15) 入札談合の情報があった場合において、不正の事実のない旨の誓約書の提出を求めたにもかかわらず、当該誓約書の提出をしない者のした入札

(16) 入札公告又は本説明書に定める入札方法によらない入札

(17) 申請書等に虚偽の記載をした者による入札

(18) 申請書等の提出を求められたにもかかわらず、当該申請書等を提出しない者又は資格確認のための指示を受けたにもかかわらず、その指示に応じない者のした入札

(19) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

１０　落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とする。

(2) 落札候補者に、競争入札参加資格確認申請書（様式第8号）及び指名停止基準

該当申告書（別記様式）並びに競争入札参加資格の確認に必要な資料（以下「申請書等」という。）の提出を求め、当該申請書等の内容を確認の上、落札者とするか、又はしないかを決定する。

(3) 前記の確認の結果、落札者としないと決定した場合は、次順位の候補者について、同様の確認を行い、落札者とするか、又はしないかを決定する。

(4) 落札価格は、落札者が入札書に記載した入札価格に、当該価格の消費税等に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を加算した額とする。

(5) 落札者の発表は、入札後資格確認完了次第、当該落札者に通知する。

１１ 申請書等の提出

落札候補者は、以下のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類(本市の入札参加有資格者は③から⑭までの書類の提出を省略することができる。)

① 競争入札参加資格確認申請書（様式第8号）
② 指名停止基準該当申告書（別記様式）
③ 箕面市入札参加資格審査申請書兼使用印鑑届（様式第1号）
④ 登記簿謄本（法人）
⑤ 印鑑証明書
⑥ 法人税又は所得税、消費税等の納税証明書
⑦ 事業税の納税証明書
⑧ 市税の納税証明書　※箕面市内に本支店がある場合
⑨ 許可・登録・認可証明書　※申請業務に必要な場合
⑩ 技術者経歴書　※申請業務に必要な資格者
⑪ 業者カード・契約実績一覧表
⑫ 電算入力票
⑬ 委任状　※支店等が契約先となる場合
⑭ 誓約書（暴力団員不当行為防止）
⑮「２　入札参加資格(12)」に係る建設コンサルタント登録規定の登録を証明する書類の写し
⑯「２　入札参加資格(13)」に係る平成29年度以降に官公庁発注による橋梁（RC桁、鋼製桁）補修詳細設計業務の元請けによる契約履行実績を証明する書類の写し（例：契約書の写し、発注者が作成した履行証明書など）
⑰「２　入札参加資格(14)」に係る管理技術者の資格者証の写し及び経歴書（独自様式）
⑱「２　入札参加資格(15)」に係る照査技術者及び担当技術者の資格者証の写し

及び経歴書（独自様式）

(2) 上記（1）②に基づき、本市の指名停止を行い、落札候補者の決定を取り消す場合がある。また、落札決定後に当該申告書の内容に虚偽が認められたときは、指名停止又は有資格者の登録の取り消し、契約の解除、違約損害金の請求を行う場合がある。

(3) 提出方法

持参又は書留郵便（締切日必着）により、令和4年5月27日（金）午後5時までに提出すること。

(4) 提出場所

箕面市役所別館6階　総務部契約検査室

(5) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

１２ 調達手続の延期又は中止等に関する事項

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

(1) 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

(2) 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

(3) 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

１３ その他

(1) 提出された書類は、一切返却しない。

(2) 入札者の名称及び入札金額は、市ホームページ等で公表する。

(3) 消費税等について法改正その他国による制度の変更があった場合、契約金額その他の取扱いについては、法改正その他の制度に基づき、定めるものとする。

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。